

平成 30 年度地熱発電技術研究開発事業「透水性改善技術」
の委託先の公募について

平成 30 年 12 月 25 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
特命参与 定光 裕樹

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、下記の業務について委託先を広く一般に募集いたしますので、本業務の受託を希望される方は、下記の要領に従い応募してください。

1. 件名

平成 30 年度地熱発電技術研究開発事業「透水性改善技術」

2. 目的

国内の地熱発電所において、スケール析出による坑内及び地層中のき裂の閉塞等が進展した生産井・還元井の能力を回復させ、また、新規開発地点の調査井掘削や既存地熱発電所における補充井掘削等において、地下深部の透水性が乏しいために十分な量の蒸気を生産できない場合に透水性を改善するための技術開発に取り組みます。

本技術開発は、地下の蒸気量の管理技術を実用化するため、既存発電所の地熱貯留層の地質構造を把握した上で、水圧破碎等で人工的に地熱貯留層の透水性を改善する技術を開発し、地熱発電所の利用率低下（生産井の減衰率等）を改善することを目指します。

3. 応募資格

以下の条件をすべて満たすことが必要です。

- ・本委託業務を円滑に遂行できる体制、必要な経営基盤を有していること。
- ・平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」若しくは「C」の等級に、公募締切までに格付けされている者であること。
- ・機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3. 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- ・機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。

4. 本委託研究の概要

(1) 実施内容

実施内容の詳細は別添「仕様書」を参照してください。

(2) 成果品

成果品の内容は別添「仕様書」を参照してください。

受託者には、本研究における知的財産マネジメントに係る基本方針（別添の「契約書」、第2条及び第27条乃至第36条）を遵守していただきます。したがって、成果品の所有権及び著作権等は機構に属するものとしますが、別途協議することにより共有することもできます（別添の「契約書」、第29条参照。）。

また、成果品を得る過程で受託者が取得又は収集した研究開発データに関し、受託者には、本研究におけるデータマネジメントに係る基本方針（別添の「契約書」の別紙）を遵守していただきます。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日まで

(4) 予算規模

人件費、直接経費、外注費、一般管理費、消費税等を含む総額（ただし、消費税率は 8% にて計算する。）が 14 百万円を上限とします。

（上記金額は予算の限度額であり、提案額は審査の対象となります。）

5. 委託研究の実施

本委託研究を効率的に実施するため、事前の機構の了解により、業務の一部を再委託又は外注することができます。

また、複数機関の共同事業として応募することも可能ですが、共同提案者もすべて上記「3. 応募資格」を満たす者とします。また共同提案の場合には、代表となる機関、作業分担及び責任の所在を明確に示してください。

6. 提案書の提出等

応募者は、別添の「提案書の様式及び記載例」に基づき提案書を作成してください。公募説明会は実施いたしません。

(1) 提出期限及び提出先

公募開始：平成 30 年 12 月 25 日（火曜日）

公募締切：平成 31 年 2 月 13 日（水曜日）17:00（日本時間）

提出先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号 虎ノ門ツインビルディング
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱部 地熱技術課 (TEL: 03-6758-8001、FAX: 03-6758-8087)

担当：亀之園 弘幸

※ 作成した提案書は持参若しくは郵送（必着）にてご提出ください。

※ 提出書類は本公募の審査にのみ使用させていただきます。返却はいたしません。

※ 提出書類に不備があり、公募締切までに整備できない場合は、当該提案は無効とさせていただきます。

(2) 提出書類

- ・ 提案書一式
- ・ これまでの提案者の類似業務実績の説明資料等
- ・ 経営基盤を評価できる資料（Annual Report など）等
- ・ 全省庁統一資格書の写し
- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進状況を示す書類※

※ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けている場合は、それを証明する書類として以下の書類の写し

- ① 女性活躍推進法（平成27 年法律第64 号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
- ④ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届」
- ⑤ 内閣府男女共同参画局長が発行する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」

(3) その他の要件

- ・ 提案書作成等、応募に要する費用等は提案者側の負担となります。
- ・ 機構が実施する中間検査、概算請求及び確定検査への協力をお願いいたします。
- ・ 本業務にて得られた成果は機構より広く公開するものとします。

7. 審査

(1) 評価項目

提案書は以下の評価項目において審査し、選定します。そのため以下の評価項目がわかるような提案書、あるいは資料を適宜添付してください。

- ① 提案内容から想定される成果の目的達成への寄与
- ② 当該業務に関する知見・ノウハウを有した提案
- ③ 類似の研究開発・調査実績
- ④ 提案スケジュールの妥当性
- ⑤ 業務従事者の業務経験・能力
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ⑦ 提案額

(2) 審査結果

審査終了後に機構のホームページ上にて結果を公表いたしますが、審査の経過等に関する問い合わせには応じかねます。その点ご了承ください。

8. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構 OB に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内

9. 問い合わせ

本公募要領に関するお問い合わせは、上記「6. 提案書の提出等」「(1) 提出期限及び提出先」における提出先までファクシミリにてお願いします。電話での問い合わせはお受けしかねますので、ご了承ください。

なお、問い合わせ及びそれに対する回答は機構ホームページ上で公開させていただくことがありますので、ご了承ください。

10. 中小企業技術革新制度（SBIR）について

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

以 上

別添：仕様書

別添：契約書様式

別添：提案書の書式及び記載例